

福島県循環型社会形成推進計画の改定について

1 改定の趣旨

福島県循環型社会形成に関する条例（以下「条例」という。）に基づき策定した福島県循環型社会形成推進計画（平成27年3月改定。以下「計画」という。）は、今年度終期を迎えることから、これまでの取組状況や社会情勢、その他関連計画改定の検討状況等を踏まえ、改定を行うもの。

2 計画の位置付け

県総合計画の部門計画である県環境基本計画を推進するための個別計画として、循環型社会の形成に係る総合的な施策を示すもの。

3 計画の概要

条例では、「資源循環」だけでなく、「自然循環」及び「生活・行動様式」を含んだ広範囲な循環を規定し、計画では、条例に基づき以下の目指すべき社会のビジョンを掲げている。

- (1) 自然循環が保全された社会
- (2) 適正な資源循環が確保された社会
- (3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会

4 改定の基本的な考え方

これまでの取組状況や結果、震災後の本県の状況や社会情勢、関係計画等の内容を踏まえ、以下の視点から見直しを行う。

- (1) 国際的・全国的な社会情勢等
 - ・ 海洋プラスチックごみ問題の顕在化
 - ・ 食品ロス削減の推進に関する法律の施行（令和元年10月）
 - ・ 国の循環型社会形成基本計画の策定（平成30年6月）
 - ・ 気候変動適応法の施行（平成30年12月）
 - ・ レジ袋有料化義務付け（令和2年7月～）
 - ・ パリ協定の目標達成に向けた対応の本格化
 - ・ 国の第5次環境基本計画における「地域循環共生圏」の概念の構築
 - ・ 新型コロナウイルスへの対応
 - ・ SDGsの達成に向けた取組の活性化 など
- (2) 本県の状況
 - ・ 除染特別地域、汚染状況重点調査地域の面的除染終了（～平成30年3月）
 - ・ 中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の輸送に一定の見通し（輸送の概ね完了：令和3年度）

- ・ 特定復興再生拠点区域整備の進展
 - ・ 福島第二原子力発電所の廃炉決定（令和元年9月）
 - ・ 令和元年東日本台風等による災害廃棄物処理への対応
 - ・ 福島県海岸漂着物対策推進地域計画の策定（令和元年5月）
 - ・ 野生鳥獣の生息数の増加と生息域の拡大
 - ・ ふくしまグリーン復興構想の策定（平成31年4月）
 - ・ 猪苗代湖のCOD上昇など水質変動
 - ・ 全国植樹祭後の森林づくりの取組
 - ・ 野生鳥獣の被害の拡大
 - ・ 環境創造センターの活用
 - ・ 環境省との環境施策推進に関する連携協力協定の締結（令和2年8月）
 - ・ 1人1日当たりのごみ総排出量全国ワースト3位（平成30年度）
 - ・ 一般廃棄物のリサイクル率全国ワースト2位（平成30年度） など
- (3) 県総合計画、環境基本計画等との整合
 県総合計画、環境基本計画等、関連計画との整合を図るとともに、現行施策の点検により成果・課題等を踏まえ、計画に反映させる。

5 計画の項目及び構成

現計画第6章「施策の展開」に係る項目については、条例の趣旨を踏まえたものであり、現計画と同様の体系とし、構成も同様としたい。

6 計画の実施期間

本計画の上位計画である県環境基本計画との整合を図り設定する。

7 今後のスケジュール

令和2年11月	環境審議会（全体会）	諮問、改定について
令和3年2月	環境審議会（第1部会）	計画骨子案
5月	環境審議会（第1部会）	素案
8月	環境審議会（第1部会）	計画案
9月	環境審議会（全体会）	答申案